

◇日常の消費生活についての意見・苦情など (モニター通信)

件数	割合	内	要	意	其	
件	%	件	望	見	他	
件	%	件	件	件	件	
応待・販売	57	42.9	食品関係3 衣料関係1 その他3	食品関係16 衣料関係4 その他12	食品関係4 衣料関係4 その他4	その他1
サービス関係	26	19.5	食品関係16 衣料関係4 その他4	食品関係2		
品質関係	18	13.5	食品関係12	食品関係4	食品関係1	その他1
衛生・管理係	5	3.8	食品関係5	食品関係1		
計量関係	15	11.3	食品関係9 衣料関係2 その他4	食品関係8 衣料関係2		
陳列・鑑札・表示関係	6	4.5	食品関係1 衣料関係1 その他4	食品関係1 その他1	食品関係1 その他1	その他2
その他	6	4.5	その他1	その他1	食品関係1 その他1	その他2
計	133	100	77件 (5.3%)	82件 (61.6%)	27件 (20.3%)	13件 (9.8%)

消費者生活モニター通信
 本誌の「消費者生活モニター通信」は、おだわら市市民生活センターのモニター通信員による、おだわら市の消費生活に関する苦情や意見の集大成です。この通信員は、おだわら市の各所を巡回し、消費者の苦情や意見を収集し、本誌を通じて公表しています。また、この通信員は、おだわら市の消費生活に関する情報を収集し、本誌を通じて公表しています。この通信員は、おだわら市の消費生活に関する情報を収集し、本誌を通じて公表しています。

市外購入は過去最少

—消費生活モニターの結果—

◇商品をどの地域に買いに出かけているか (1世帯平均)

品目	市内		市外	
	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
青果物類	4,863	5.3	100	1.3
食肉類	9,803	10.7	45	0.6
鮮魚・貝類	3,789	4.2	64	0.8
酒・調味料類	3,040	3.3	125	1.6
菓子・パン類	1,744	1.9	214	2.8
その他飲料品類	13,908	15.2	866	11.2
日用品・雑貨類	11,083	12.1	1,512	19.6
身辺細貨類	2,920	3.2	506	6.5
医薬・化粧品類	1,830	2.0	41	0.5
衣料品類	8,675	9.5	2,721	35.2
書籍・文具楽器類	3,418	3.8	133	1.7
その他	26,325	28.8	1,404	18.2
(計)	91,398円	100%	7,731円	100%

消費生活モニターを募集

—締切りは六月二日—

おだわら市市民生活センターの「消費生活モニター」を募集しています。モニターとは、おだわら市の各所を巡回し、消費者の苦情や意見を収集し、本誌を通じて公表する役割を担います。募集要項は以下の通りです。

- 1. 住居：おだわら市内に在住する方
- 2. 年齢：18歳以上65歳未満の方
- 3. 性別：男性・女性を問いません
- 4. 職業：専業主婦・学生・会社員・自営業など、職業を問いません
- 5. 収入：おだわら市内に在住する方
- 6. 応募方法：おだわら市市民生活センターまで応募書と写真(2寸3枚)を提出してください。
- 7. 応募期間：5月1日(火曜日)～5月31日(木曜日)まで
- 8. 締切り：6月2日(土曜日)まで
- 9. 抽選：5月31日(木曜日)に行われ、抽選された方の中からモニターとして選ばれます。
- 10. 活動期間：モニターとして選ばれた方は、おだわら市の各所を巡回し、消費者の苦情や意見を収集し、本誌を通じて公表する役割を担います。
- 11. 報酬：モニターとして選ばれた方には、おだわら市市民生活センターから毎月1万円(税別)の報酬が支払われます。
- 12. その他：モニターとして選ばれた方には、おだわら市市民生活センターから毎月1万円(税別)の報酬が支払われます。

◇どのような割合で消費しているか

種別	割合(%)	備考
食料費	38.9	
被服費	14.0	身のまわり品を含む
居住・光熱費	13.5	雑貨、家具、電気、ガス、水道等
雑費	33.6	交通費、教育費、医療費、サービス料金、娯楽費等

注：(七)八(九)は、(七)八(九)の合計である。

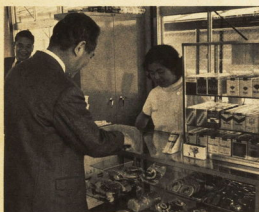
農業振興地域を指定

本年中に計画を具体化

市では、かねて高田地区(一)を農業振興地域の指定を予定してまいりました。この指定は、農業の振興を図るために行われ、指定された地域では、農業に関する施策が優先的に実施されます。また、指定された地域では、農業に関する施策が優先的に実施されます。

川瀬さんらを表彰

身体障害者福祉協会の活動に貢献した川瀬さんらを表彰しました。川瀬さんらは、身体障害者福祉協会の活動に貢献し、社会の発展に大きく貢献しました。



青果市場に売店

心障者団体が経営

小田原市心身障害者福祉施設連絡協議会(会長 岸沢隆三)と心障者会(会長 100人)は、小田原市公設青果市場売店に売店を開業しました。この売店は、以前から身体障害者の雇用促進を目的として開設されたもので、心障者会が経営しています。この売店は、以前から身体障害者の雇用促進を目的として開設されたもので、心障者会が経営しています。

水道施設見学のご案内

6月1日～7日は水道週間です。市ではこの週間の行事として、次の要領で水道施設の見学会を行います。希望される方はお申し込みください。

- 1 見学の日時 6月4・5・6日(いずれも午後10時45分市役所集合・4時35分散会)
- 2 見学の順序 市役所正門—第3水源地—高田浄水場—小田原駅
- 3 申し込み方法 電話で水道部庶務課に申し込んでいただきます。☎-1181
- 4 申し込み期限 5月21日 午後5時まで
- 5 参加人員 120人(先着締切り)

話題の広場

捨てるのはだれだ

山の傾斜地にだれかがごみを捨てた。大量の塵芥が砂の吹きさらしにだれかの捨てたごみがある。空気が汚れた。川の中にもだれかがごみを捨てた。ひしゃげた長つゆや、なんかないか。

だれが捨てたのか、みんな知らない。それでも塵芥に捨てられていく。

ほとんどの人は、なんとか環境を守ろうと努力している。ことしから環境問題も取り上げられた。みんなが努力しているのにだれかが汚すのだ。

※花田トラウクで捨てられる山のふみ



この川はさかながいまいだうな



※海州へ出るトンネルの中にも吹き寄せられたごみがあった



※笑と顔(夜桜を楽しんだあとは……)

お知らせ

排水設備の資格試験

排水設備工事の設計・施工の資格者となるため、下水道局より試験が行われます。お申し込みください。

試験科目: 排水設備工事の設計・施工

試験日期: 5月10日(土)午後1時

試験会場: 下水道局本庁舎

試験料: 2000円

受験資格: 排水設備工事の設計・施工の経験があること

試験結果: 合格者は下水道局より通知書が発行されます。

「青年の船」に参加しよう

「青年の船」は、若者の社会参加を促進するための活動です。お申し込みください。

活動内容: 社会見学、ボランティア活動、研修会など

参加資格: 18歳以上30歳未満の若者

参加費用: 1000円

申し込み: 下水道局本庁舎

輸出入関連の緊急融資

輸出入関連の緊急融資は、事業者の資金繰りを支援するための融資です。お申し込みください。

融資対象: 輸出入関連の事業者

融資額: 100万円以内

返済期間: 1年以内

申し込み: 下水道局本庁舎

消火器売り注意

不審なときは消火器売り注意

消火器の買い取りや販売は、必ず正規の業者から行ってください。

消火器の種類: 粉末消火器、水消火器、CO2消火器

消火器の容量: 2kg、3kg、5kg

消火器の規格: JIS規格

消火器の検査: 定期的な点検が必要です。

販売をなくす運動

販売をなくす運動は、環境保護を促進するための活動です。お申し込みください。

活動内容: 販売物の回収、環境教育など

参加資格: 誰でも参加可能

参加費用: 無料

申し込み: 下水道局本庁舎

清掃手数料は口座振替で

清掃手数料は、みなさんの便宜を図るため、手数料の預金口座振替制度を行なっています。ご利用をおすすめします。

なお手続きは簡便で申し込み用紙が市内の各金融機関、支所、清掃室にありますので、預金通帳にお預けの印鑑と最近の支払い済み領収書をお持ちになれば、その場で手続きに加入できます。

ごみと尿の収集

ごみ収集: 日曜日以外は祝日も収集します。

尿収集: 日曜日、祝日は休ませてください。日曜と祝日が重なったときは、翌日も休みます。

